

電磁的方法による交付に関するQ & A（2025 年 2 月版）

2025 年 2 月 13 日
日本証券業協会

< 凡例 >

金商法：金融商品取引法

開示府令：企業内容等の開示に関する内閣府令

特定開示府令：特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

外債等開示府令：外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令

証券情報等府令：証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令

金商業等府令：金融商品取引業等に関する内閣府令

投信法：投信信託及び投資法人に関する法律

投信法施行規則：投資信託及び投資法人に関する法律施行規則

※本 Q & A では、「書面の記載事項を電磁的方法により提供すること」を「書面の電磁的方法による交付」と表記する。

【電磁的方法による交付の対象書面】

Q 1 法令上、金融商品取引業者等が顧客に交付すべき書面は、すべて電磁的方法により交付（提供）することができるか。

A 1 法令上の顧客交付書面のうち、電磁的方法により交付（提供）することができる主な書面とその根拠条文は以下のとおりである。

- (1) 目論見書：金商法 27 条の 30 の 9 第 1 項
- (2) 前書面代替目論見書及び目論見書補完書面：金商業等府令 79 条 7 項
- (3) 適格機関投資家向け勧誘に係る告知書：金商法 27 条の 30 の 9 第 2 項
- (4) 少人数向け勧誘に係る告知書：金商法 27 条の 30 の 9 第 2 項
- (5) 外国証券情報：証券情報等府令 17 条 1 項
- (6) 契約締結前交付書面：金商業等府令 79 条 1 項 2 号
- (7) 契約締結時等交付書面（取引報告書・取引残高報告書）：金商業等府令 98 条の 2 第 1 項 2 号
- (8) 一般投資家への移行の承諾書：金商法 34 条の 2 第 4 項
- (9) 一般投資家への復帰の承諾書：金商法 34 条の 3 第 12 項
- (10) 特定投資家への移行の承諾書：金商法 34 条の 4 第 6 項
- (11) 特定投資家への移行に係る交付書面：金商法 34 条の 4 第 3 項
- (12) 保証金の受領に係る書面：金商法 37 条の 5 第 2 項
- (13) 最良執行方針等：金商業等府令 124 条 4 項 2 号・9 項 2 号
- (14) 特定投資家向け有価証券に関する告知書：金商法 40 条の 5 第 3 項
- (15) 投資信託約款及び利益相反取引に係る書面：投信法 5 条 2 項・13 条 2 項
- (16) 運用報告書（全体版）：投信法施行規則 24 条の 2 第 1 項 2 号
- (17) 交付運用報告書：投信法施行規則 25 条の 2 第 2 項

【電磁的方法による交付の要件】

Q 2 金融商品取引業者等が顧客に対して書面を電磁的方法により交付する場合の要件は何か。

A 2 金融商品取引業者等が顧客に対して書面を電磁的方法により交付（提供）する場合の要件は、書面の種類により異なる。

①「顧客の同意」又は「顧客への告知」を要件とする書面

以下の書面については、予め顧客に対し、金融商品取引業者等が使用する電磁的方法の種類及び内容を示したうえで、「所定の事項について顧客の同意を得ること」又は「所定の事項について顧客への告知を行うこと」が電磁的方法により交付する場合の要件とされている。

- (1) 目論見書
- (2) 前書面代替目論見書及び目論見書補完書面
- (3) 適格機関投資家向け勧誘に係る告知書
- (4) 少人数向け勧誘に係る告知書
- (5) 外国証券情報

この場合の具体的な要件は以下のとおり。

「同意」：書面を電磁的方法により交付することについて、電磁的方法又は電話その他の方法（「(5) 外国証券情報」については方法を問わない）により顧客から同意を得ていること

「告知」：顧客から書面の交付請求があったときは書面を交付する旨を顧客に告知していること

なお、金融商品取引業者等が「顧客の同意」を得た場合又は「顧客への告知」を行った場合であっても、顧客から電磁的方法又は電話その他の方法により顧客から書面による交付の請求があった場合には、当該顧客に対し、書面の電磁的方法による交付を行ってはならない。この場合、金融商品取引業者等は当該顧客に対して「今後は電磁的方法による交付を受けるかどうか」を確認する必要があると考えられ、当該顧客が「電磁的方法による交付を受けない」旨の意思表示を行った場合には、以後、当該顧客に対して書面を電磁的方法により交付することはできない。ただし、当該顧客が当該申出をした後に、改めて当該顧客から電磁的方法による交付について上記の「同意」を得た場合にはこの限りでない。

②「顧客の承諾」又は「顧客への告知」を要件とする書面

以下の書面については、金融商品取引業者等が「予め所定の事項について顧客の承諾を得ること」又は「予め所定の事項について顧客への告知を行うこと」が電磁的方法により交付する場合の要件とされている。

- (6) 契約締結前交付書面
- (7) 契約締結時等交付書面（取引報告書・取引残高報告書）
- (13) 最良執行方針等
- (17) 交付運用報告書

この場合の具体的な要件は以下のとおり。

「承諾」：予め顧客に対し、書面を電磁的方法により交付する旨、金融商品取引業者等が使用する電磁的方法の種類及び内容を示したうえで、電磁的方法により書面の交付を受けることについて、顧客から書面、メール等の電子的な記録又はフロッピーディスクやCD-ROM等

の電子媒体の記録による承諾を得ること

「告知」：予め顧客に対し、書面を電磁的方法により交付する旨、金融商品取引業者等が使用する電磁的方法の種類及び内容並びに顧客が金融商品取引業者等に対して書面の交付を請求することができる旨を告知すること

なお、金融商品取引業者等が「顧客の承諾」を得た場合又は「顧客への告知」を行った場合であっても、顧客から書面による交付の請求があった場合には、当該顧客に対しては書面を交付しなければならない。

この場合、金融商品取引業者等は当該顧客に対して「今後は電磁的方法による交付を受けるかどうか」を確認する必要があると考えられ、当該顧客が「電磁的方法による交付を受けない」旨の意思表示を行った場合には、以後、当該顧客に対して書面を電磁的方法により交付することはできない。ただし、当該顧客が当該意思表示を行った後に、改めて当該顧客から電磁的方法による交付について上記の「承諾」を得た場合にはこの限りでない。

③「顧客の承諾」を要件とする書面

以下の書面については、予め顧客に対し、金融商品取引業者等が使用する電磁的方法の種類及び内容を示したうえで、「顧客から書面又は電磁的方法による承諾を得ること」が電磁的方法により交付する場合の要件とされている。

- (8) 一般投資家への移行の承諾書
- (9) 一般投資家への復帰の承諾書
- (10) 特定投資家への移行の承諾書
- (11) 特定投資家への移行に係る交付書面
- (12) 保証金の受領に係る書面
- (14) 特定投資家向け有価証券に関する告知書
- (15) 投資信託約款及び利益相反取引に係る書面

なお、金融商品取引業者等が「顧客の承諾」を得た場合であっても、顧客から書面又は電磁的方法により「電磁的方法による交付を受けない」旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面の電磁的方法による交付を行ってはならない。ただし、当該顧客が当該申出をした後に、再び上記の「承諾」を行った場合にはこの限りでない。

④「投資信託約款の規定」を要件とする書面

以下の書面については、「投資信託約款において当該書面に記載すべき事項に係る情報を電磁的方法により提供する旨の定めがあること」が電磁的方法により交付する場合の要件とされている。

- (16) 運用報告書（全体版）

なお、投資信託約款の規定に基づき、金融商品取引業者等が運用報告書（全体版）を電磁的方法により交付する場合であっても、顧客から書面による交付の請求があった場合には、当該顧客に対しては書面を交付しなければならない。

【包括的な「同意」「承諾」「告知」について】

Q 3 書面の電磁的方法による交付の要件を満たすため、金融商品取引業者等が「顧客の同意」若しくは「顧客の承諾」を得る場合又は「顧客への告知」を行う場合について、これらの「同意」「承諾」又は「告知」は書面毎に、又は交付の都度必要となるのか。包括的に「同意」若しくは「承諾」を得ること又は「告知」を行うことは可能か。

A 3 金融商品取引業者等は、電磁的方法による交付の対象とする書面の種類（複数の書面を対象とする場合は、対象とするすべての書面の種類）を明示したうえで、包括的に「同意」若しくは「承諾」を得ること又は「告知」を行うことも可能であり、また、顧客からの「書面による交付の請求」又は「電磁的方法による交付を受けない旨の申出」を包括的に受けることも可能である。

なお、Q 2の①の書面（「同意」又は「告知」を要件とする書面）について、顧客から包括的に「書面による交付の請求」があった場合には、原則として、改めて当該顧客から「同意」を得ることができない限り、当該顧客に対して電磁的方法による交付を行うことができないことに留意する（「告知」のみでは要件を満たさない。）。

同様に、Q 2の②の書面（「承諾」又は「告知」を要件とする書面）及び③の書面（「承諾」を要件とする書面）については、顧客から包括的に「書面による交付の請求」又は「電磁的方法による交付を受けない旨」の申出があった場合には、原則として、改めて当該顧客から「承諾」を得ることができない限り、当該顧客に対して電磁的方法による交付を行うことができないことに留意する（「告知」のみでは要件を満たさない。）。

ただし、顧客からの「書面による交付の請求」により書面提供が行われる期間を定める対応（顧客からの申出による書面提供への変更から一定期間経過後の特定の時期までに、顧客から改めて書面提供を求める申出がなければ、再度デジタル提供に戻す対応）をとる場合には、当該対応をとる旨並びに当該特定の時期がいつであるか及び書面提供期間の延長を希望する場合の手続き方法を予め顧客に対し告知する必要がある。なお、当該特定の時期が到来する前に、顧客が再度「書面による交付の請求」を行うために必要な期間を設けたうえで、これらの事項及び金融商品取引業者等が使用する電磁的方法の種類及び内容を再度告知することで、特定の時期が到来後に改めて当該顧客に対して電磁的方法による交付が可能となる。

【経過措置について】

2023 年金商法改正の施行日（2025 年 4 月 1 日。以下「施行日」という。）より前に、改正前の規定に基づく「顧客の同意」又は「顧客の承諾」を得ている場合（当該顧客から「同意」又は「承諾」の撤回を受けた場合を除く。）には、施行日以降も当該顧客の「同意」又は「承諾」を得ているものとして、書面の電磁的方法による交付を行うことが可能である。

また、施行日より前に、改正後の規定に基づく「顧客への告知」を行った場合（当該顧客から書面による交付の請求を受けた場合を除く。）には、施行日に当該「告知」を行ったものとみなして、当該顧客に対して書面の電磁的方法による交付を行うことが可能である。

【「同意」「承諾」「告知」の後にOS等の変更があった場合】

Q 4 金融商品取引業者等が「顧客の同意」若しくは「顧客の承諾」を得て、又は「顧客への告知」を行って書面の電磁的方法による交付を行っている場合において、金融商品取引業者等側の事情により、顧客が電磁的方法により交付された書面の内容を閲覧するために必要なOSやソフトウェアの種類・バージョン等が変更となった場合には、改めて「顧客の同意」若しくは「顧客の承諾」を得る、又は「顧客への告知」を行う必要があるか。

A 4 現在では、複数のPCやタブレット端末を保有し、複数のOS（WindowsやAndroid等）を利用する顧客も多数存在しており、また、インターネットを通じたファイルの授受について多くのOS間に互換性があり、ファイル閲覧のために必要な一般的なソフトウェアは無償でのダウンロードが可能であること等を踏まえると、顧客のPCやタブレット端末に必要とされるOS等の要件に変更があった場合でも、その旨を通知・公表するなど顧客が容易に知りえる状況としていれば、改めて「顧客の同意」や「顧客の承諾」を得る、又は「顧客への告知」を行う必要はないと考えられる。

【書面により交付する場合がある旨の注記】

Q 5 金融商品取引業者等が「顧客の同意」若しくは「顧客の承諾」を得る、又は「顧客への告知」を行う場合において、書面の電磁的方法による交付が困難な場合を想定し、予め「原則として電磁的方法により交付するが、場合によっては書面により交付することがある」旨を顧客から「同意」若しくは「承諾」を得る事項、又は顧客に「告知」する事項に含めることは可能か。

A 5 法令上は問題ないと考えられるが、金融商品取引業者の恣意的な判断により交付の方法を変更するのは望ましくないと考えられるため、例えばシステムトラブルなどにより電磁的方法による交付が行えない場合など、顧客に混乱を生じさせない範囲にとどめる必要があり、いかなる場合に書面交付が行われるかについては可能な限り顧客に対し事前に示すことが望ましいと考えられる。

【電磁的方法による交付の具体的な方法】

Q 6 金融商品取引業者等が書面の電磁的方法による交付に際して使用できる「電磁的方法」は具体的にどのような内容か。

A 6 金融商品取引業者等が使用できる「電磁的方法」は概ね以下のとおりである。なお、書面を電磁的方法により交付する場合には、「記録の出力により書面を作成できること（印刷ができること）」等の要件を満たさなければならない。

（金商業等府令 56 条第 1 項、開示府令 23 条の 2 第 2 項、外債等開示府令 18 条の 2 第 2 項、特定開示府令 32 条の 2 第 2 項、投信法施行規則 11 条 1 項）

イ：電子メール等によりファイルを送信する方法

金融商品取引業者等が電子メールを利用して、顧客の使用するPC等又は顧客が契約しているデータセンター等に書面の記載事項を送信し、当該PC等に備えられた顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

なお、顧客が契約しているデータセンター等に電子メールを送信する場合には、別途、顧客に対して「顧客ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨」を通知する必要がある。

ロ：金融商品取引業者等のホームページからファイルをダウンロードする方法

金融商品取引業者等のホームページ上で書面の記載事項を顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用するPC等又は当該顧客が契約しているデータセンター等に備えられた顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ：金融商品取引業者等の専用ページに備えられた顧客ファイルを利用する方法

金融商品取引業者等の専用ページ（パスワード・口座番号等による認証（ログイン）が必要とされる特定のページ）に備えた顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法

又は、金融商品取引業者等の契約しているデータセンターで運営される金融商品取引業者等の専用ページに備えた顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法

なお、別途、顧客に対して「顧客ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨」を通知する必要があるほか、顧客ファイルに記録した記載事項が5年間（記載事項について顧客から苦情の申出があった場合、当該苦情が解決した日と記載事項に掲げられた取引を最後に行った日（Q2の(1)から(4)に掲げる書面にあっては、顧客ファイルに記載事項を記録した日）から5年を経過した日のいずれか遅い日まで。Q29 及びQ30 を除き、以下同じ。）消去し又は改変できないものである必要がある。

ニ：金融商品取引業者等のホームページで閲覧に供する方法

金融商品取引業者等のホームページ（パスワード・口座番号等による認証（ログイン）をせずにアクセスできるページ）からハイパーリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法

なお、別途、顧客に対して「閲覧ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨」を通知する必要があるほか、閲覧ファイルを開覧するために必要な情報（該当ページの URL 等）の顧客ファイルへの記録（「運用報告書（全体版）」の場合は書面による通知をもって代えることもできる。）、閲覧ファイルに記録した記載事項が5年間消去し又は改変することができないものであること、及び、必要な情報を記録した顧客ファイルと閲覧ファイルが接続可能な状態を5年間維持する必要がある。

その他：電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録して交付する方法

上記イ～ニの他、フロッピーディスクやCD-ROMその他これらに準ずる記録媒体（DVD やUSB 等）に書面の記載事項を記録し、当該記録媒体を交付する方法。

【電磁的方法の種類・内容が異なる書面】

以下の書面については、上記のうち「イ」、「ロ」又は「その他」の電磁的方法のみにより書面の記載事項を提供することが可能（「ハ」及び「ニ」の電磁的方法の使用は不可。）である。

（開示府令 23 条の3 第2 項、外債等開示府令 18 条の3 第2 項、特定開示府令 32 条の3 第2 項）

(3) 適格機関投資家向け勧誘に係る告知書

(4) 少人数向け勧誘に係る告知書

また、「(5) 外国証券情報」については、上記にかかわらず、以下の方法により記載事項を顧客に提供することが可能である。（証券情報等府令 17 条 1 項 2 号～4 号）

- ・ファクシミリ装置を用いた送信（当該外国証券情報を顧客が文書として受信できる場合に限る）
- ・電子メール又はインターネットその他の電気通信回線を用いた送信（当該外国証券情報を顧客が電子計算機を使用して文書に変換できる場合に限る）
- ・外国証券情報が公表されているホームページの URL に関する情報その他外国証券情報を閲覧する方法に関する情報の提供又は公表

【「顧客ファイル」の定義】

Q 7 「顧客ファイル」とは何か。

A 7 「顧客ファイル」とは、「専ら当該顧客の用に供せられるファイル」をいい、具体的には次のとおりである。

① 顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイル

顧客が使用するＰＣ等のファイル及び顧客が契約しているデータセンター等に備えられた当該顧客のファイル（クラウドコンピューティングを含む。以下同じ。）

② 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイル

金融商品取引業者等が使用するコンピューターに備えられた当該顧客のファイル及び金融商品取引業者等が契約しているデータセンター等に備えられた当該顧客のファイル（いずれの場合も、通常、金融商品取引業者等のホームページを通じて、口座番号・パスワード等による認証を経てアクセスできるログインページをいう。）

なお、単に「顧客ファイル」という場合は、①と②を併せたものをいう。

また、目論見書の交付に関しては、「顧客ファイル」を「目論見書被提供者ファイル」に、「顧客」を「目論見書被提供者」にそれぞれ読み替えて差し支えない。（以下同じ。）

【「顧客等の使用に係る電子計算機」の定義】

Q 8 「顧客等の使用に係る電子計算機」には、ＰＣのほか、携帯電話、スマートフォンやタブレット等の端末も含まれるのか。

A 8 「記載事項の顧客ファイルへの記録」又は「顧客ファイル若しくは閲覧ファイルの閲覧」が可能であり、かつ、「記録の出力により書面を作成すること」が可能であれば、ＰＣのほか、携帯電話、スマートフォンやタブレット等の端末についても、「顧客の使用に係る電子計算機」に含まれるが、これらの機能がない携帯電話では電磁的方法による交付の条件を満たすことは難しいと考えられる。

このため、顧客から「同意」若しくは「承諾」を得る、又は顧客に「告知」を行う際には、「PDF ファイルを閲覧すること（PDF ファイルの閲覧による場合）」及び「書面を作成（印刷）すること」が可能な端末が必要であることについて顧客に明確に示すことが考えられる。

なお、例えばＱ６の「二」の方法において、目論見書が金融商品取引業者等のホームページに掲載されており、書面への出力が可能なＰＣ等の電子計算機において顧客が目論見書を閲覧できるような場合、「閲覧ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨」の通知を顧客が指定する携帯電話のメールアドレス宛に送付すること（「閲覧」と「通知の受信」を別の端末により行うこと）は問題ないと考えられる。

【プリンター等の保有確認の要否】

Q 9 Q 6 の電磁的方法による交付の要件である「顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること」（金商業等府令 56 条 2 項 1 号等）は、金融商品取引業者等に顧客がプリンター等を保有していることを確認する義務を課すものか。

A 9 当該要件は、金融商品取引業者等に顧客がプリンター等を保有していることを確認する義務を課すものではない。

また、顧客がスマートフォンやタブレット等の端末を利用している場合に、同端末に印刷に係るアプリケーションソフトをインストールしているかどうかの確認も必要ないと考えられる。

【「電磁的方法の種類及び内容」の定義】

Q10 Q 6の電磁的方法による交付の要件として顧客に示すべき「金融商品取引業者等が使用する電磁的方法の種類及び内容」とは、具体的にどのようなものか。

A10 顧客に示すべき「金融商品取引業者等が使用する電磁的方法の種類及び内容」とは、電磁的方法の種類（Q 6の「イ」から「ニ」及び「その他」の別）のうち当該金融商品取引業者等が使用するもの、及び顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録方式、すなわち使用するソフトウェアの形式やバージョンを指すものと考えられる。

【電磁的方法による交付に伴うレイアウト等の変更の可否】

Q11 書面を電磁的方法により交付する場合、顧客ファイル又は閲覧ファイルについて、画面上の制約から必要となるレイアウトの変更や印影の省略、ページ繰りの変更等、記載事項の内容を変えない範囲で表示方法の変更や省略を行うことは可能か。

A11 書面を電磁的方法により交付する場合、記載事項の内容を変えない範囲であれば、顧客ファイル又は閲覧ファイルにおいて表示方法の変更や省略を行うことは可能である。

書面を電磁的方法により交付するにあたっては、書面の記載事項と実質的に同等の内容が顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録されていれば問題ないと考えられる。

【電子メール方式（「イ」の方法）により交付を行う場合の要件】

Q12 Q 6の「イ」の方法（電子メール等によりファイルを送信する方法）において、法令で規定される電磁的方法による交付の要件を満たすためには、どのような方法であれば良いか。

A12 現在の通信事情等を勘案すれば、予め顧客から取得したメールアドレスに対して電子メールを送信した場合、システムエラーにより当該電子メールが返信されるような場合を除き、当該電子メールは顧客が使用しているP C等（顧客ファイル）に受信（記録）されたと考えられる。

また、別途、「顧客ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨」の通知を行うことにより、顧客側の事情により電子メールが受信できない状況、もしくはできなかった場合には、顧客よりその旨の申出があると考えられる。

したがって、例えば、電子メールで目論見書を交付する場合、有価証券を取得させ又は売付ける時まで、電話や対面時の口頭により、電子メールで目論見書を送信する旨（又は送信した旨）を顧客本人に通知すれば、顧客から「受信しなかった」旨の申出が無い限り、法令で規定される電磁的方法による交付の要件を満たすものと考えられる。

【ダウンロード方式（「ロ」の方法）により交付を行う場合のダウンロードの確認の要否】

Q13 Q 6の「ロ」の方法（金融商品取引業者等のホームページからダウンロードする方法）において、顧客から「ファイルをダウンロードした」旨を確認した場合には、書面の電磁的方法によ

る交付が行われた（金融商品取引業者等が書面交付義務（情報提供義務）を果たした）ものと考えてよい。

A13 「ロ」の電磁的方法において、顧客から「ファイルをダウンロードした」旨を確認した場合には、金融商品取引業者等は書面の電磁的方法による交付を行った（書面交付義務を果たした）ものと考えられる。

【顧客が書面の記載事項を閲覧したことの確認の要否】

Q14 Q6の電磁的方法（「イ」から「ニ」及び「その他」）において、顧客が実際に書面の記載事項を閲覧したことを確認する必要があるか。

A14 法令上の電磁的方法による交付の要件において、顧客が実際の書面の記載事項を閲覧したことを確認する義務は課されていない。しかしながら、顧客に対する説明義務及び自己責任原則の観点からは、顧客に対し「書面の記載事項を読んで理解した」旨の確認を得ることが望ましいと考えられる。

なお、「(2) 前書面代替目論見書及び目論見書補完書面」、「(6) 契約締結前交付書面」については、その内容を顧客に説明する義務（実質的な説明義務）が課されているが、（金商法 37 条の 3 第 2 項）、当該説明義務の詳細に関しては、「契約締結前の情報提供等義務に関する Q & A」を参照のこと。

【ホームページ閲覧方式（「ニ」の方法）への該当性】

Q15 Q6の「ニ」の方法（金融商品取引業者等のホームページ（公開）で閲覧に供する方法）について、金融商品取引業者等のホームページにおいて、複数の顧客が閲覧することができるファイルを作成し、当該ファイルに書面の記載事項を記録して閲覧に供する方法は、これに該当するか。

A15 Q6の「ニ」の方法に該当すると考えられる。

【専用領域閲覧方式（「ハ」の方法）とホームページ閲覧方式（「ニ」の方法）の別】

Q16 「契約締結時等交付書面」など、顧客毎に内容が異なる書面を電磁的方法により交付する場合において、ハイパーリンクを利用して書面の記載事項を閲覧させる方法は、Q6の電磁的方法のうち「ハ」と「ニ」のどちらに該当するか。

A16 「ハ」の方法は、原則としてパスワードや口座番号等による認証（ログイン）が必要な特定のページで顧客に書面の記載事項を閲覧させることを想定しており、パスワードや口座番号等による認証（ログイン）を経ずに、ハイパーリンクによりインターネット上に公開されているページで書面の記載事項を閲覧させる場合、「ニ」の方法に該当する。

ただし、書面の記載事項が掲載されているページに当該顧客しかアクセスできない（他の顧客が当該ページの URL を知り得ない）状態であれば、顧客ファイルに記録されている場合と同視できるため、「ハ」の方法に該当すると考えられる。

【ホームページ閲覧方式（「ニ」の方法）における他社ホームページの利用の可否】

Q17 Q6の「ニ」の方法について、投資信託の目論見書を電磁的方法により交付する場合、投資信託委託会社のホームページ（公開）に掲載したファイルを開覧させることをもって法令上の要件を満たしていると考えてよいか。

A17 投資信託委託会社のホームページを利用することも可能であるが、この場合も、当然に目論見書の交付義務は投資信託を顧客に販売する金融商品取引業者等に課されている（投資信託委託会社の事情によりホームページ上で目論見書の閲覧ができなかった場合であっても、その責任は金融商品取引業者等が負う）ことに留意しなければならない。

【「ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨の通知」の具体的方法】

Q18 Q6の「イ」、「ハ」及び「ニ」の方法（「イ」の方法にあつては、顧客の契約するデータセンター等に電子メールで記載事項を送信した場合）の要件となる「顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨の通知」としてどのような方法が考えられるか。

A18 「顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨の通知の方法としては、電磁的な方法のほか、書面、口頭、電話等による方法が考えられる。

なお、Q6の「ニ」の方法による場合は、閲覧ファイルを開覧するために必要な情報（該当ページのURL）を顧客ファイルに記録することが必要であるため、別途、顧客に記載事項が掲載されているURLを電子メールにより送信し、当該電子メールが顧客の使用する電子計算機に記録される必要がある（「運用報告書（全体版）」の記載事項をQ6の「ニ」の方法により提供する場合において、閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を書面により通知するときを除く）。この場合、当該電子メールにより、「顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨の通知」と「閲覧ファイルを開覧するために必要な情報の記録」の両方を満たすものと考えられる。

【契約締結時等交付書面に係る「ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨の通知」の方法】

Q19 Q6の「イ」「ハ」又は「ニ」の方法に関して、「契約締結時等交付書面」の電磁的方法による交付に際して「顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨を通知する場合、注文の受注時（約定前）に、口頭や電話で「約定後遅滞なく顧客ファイルに記録する」旨を伝えることでよい。

A19 問題ないと考えられる。

【定期的に交付する書面に係る「ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨の通知」の方法】

Q20 Q6の「イ」「ハ」又は「ニ」の方法に関して、「取引残高報告書」や「交付運用報告書」のように定期的に交付する書面について「顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨を通知する方法として、どのような方法が考えられるか。

A20 「顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載事項を記録する（記録した）旨の通知は、原則として書面を電磁的方法により交付する都度、書面・口頭・電話・電子メール等により行う必要がある。

ただし、「ファイルに記録される（された）ことを顧客に認識させる」という通知の目的から考えると、例えば以下のような方法により、顧客が電磁的方法による交付の時期をいつでも確認で

きる措置が講じられている場合には、当初の契約時（購入時）に「ファイルに記録される時期」を通知する方法も可能と考えられる。

- 顧客ファイル（金融商品取引業者等のホームページに設けられた顧客ファイルをいう。以下 A20 において同じ。）の画面上にいつ書面の記載事項が記録されるか表示する
- 顧客ファイルへのアクセス時に随時、顧客が記載事項の記録時期を確認できるようにする
- 実際に取引残高報告書（交付運用報告書）が記録されたとき又はその数日前に、顧客ファイルに「取引残高報告書（交付運用報告書）が記録された（される）旨」を表示する

【「顧客が書面の記載事項を閲覧していたことを確認した」場合への該当性】

Q21 Q6の「イ」「ハ」又は「ニ」の方法に関して、投資信託のインターネット取引において、顧客が目論見書を閲覧した後でないと購入・申込みできないシステムとなっている場合は、購入・申込みが行われたことを確認したことをもって「顧客が目論見書の記載事項を閲覧していたことを確認した」（「顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載事項を記録する（記録した）」旨の通知は不要）と解してよい。

A21 顧客が目論見書を閲覧した後でないと購入・申込みできないシステムとなっている場合には、購入・申込みが行われたことを確認したことをもって「顧客が目論見書の記載事項を閲覧していたことを確認した」と解して差し支えないものと考えられる。

なお、この場合、目論見書（前書面代替目論見書及び目論見書補完書面）について、その内容を顧客に説明する義務（実質的な説明義務）が課されているが（金商法 37 条の3第2項）、当該説明義務の詳細に関しては、「契約締結前の情報提供等義務に関する Q & A」を参照のこと。

【「閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報」の定義】

Q22 Q6の「ニ」の方法に関して、「閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報」とは、当該ファイルが閲覧できるホームページの URL のことを指すのか。

A22 「ニ」の電磁的方法の要件として、顧客が容易に閲覧ファイルにアクセスできることが必要であるため、ホームページの URL だけでなく、「〇〇投資信託の目論見書はこちらへ」の文字等をクリックすると当該閲覧ファイルが閲覧可能となる場合は、そのような文字等も含まれる。

なお、運用報告書（全体版）について、書面で「閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報」を通知する場合は、ホームページの URL を通知した上で、「ホームページの商品情報＞投資信託情報のページをご覧ください、該当する銘柄名を選択し、運用報告書（全体版）をご覧ください。」といった記載を行うことが考えられる。

【「消去し又は改変することができないものであること」の定義】

Q23 Q6の「ハ」又は「ニ」の方法に関して、「消去し又は改変することができないものであること」とは、顧客ファイル又は閲覧ファイルに改ざんを防止する措置を講じるなど、一定の技術的水準を要求するものなのか。

A23 「消去し又は改変することができないものであること」とは一定の技術的水準を要求するものではなく、消去・改変が行われないように金融商品取引業者等の内部管理体制及びシステム上の管理態勢を整備し、これらが有効に機能すること等を求めるものである。

【「顧客による記載事項の消去の指図」の具体的な方法】

Q24 Q6の「ハ」又は「ニ」の方法に関して、顧客から消去の指図があった場合には記載事項を消去することができるとされているが、具体的な「消去の指図」としてどのような方法が考えられるか。

A24 具体的な「消去の指図」として、電磁的方法のほか、書面、口頭、電話等による方法が考えられる。

【包括的な「消去の指図」の可否】

Q25 Q6の「ハ」又は「ニ」の方法に関して、顧客から消去の指図があった場合には記載事項を消去することができるとされているが、「電磁的方法により交付された書面のうち、1年以上経過しているものは消去してもよい」といった包括的な「消去の指図」を受けることは可能か。

A25 「消去の指図」については、原則として個々の書面毎に受ける必要があると考える。
ただし、上記のように顧客から消去する書面の範囲が具体的に指図されるなど、包括的な「消去の指図」を受けることが可能な場合もあると考えられる。

【ホームページ閲覧方式（「ニ」の方法）において記載事項を消去できる場合】

Q26 Q6の「ニ」の方法に関して、電磁的方法による交付を行ったすべての顧客（金融商品取引業者等のホームページ（公開）で閲覧ファイルを開覧した顧客）に対して書面を交付する、又はすべての顧客から「消去の指図」を受けない限り、書面の記載事項を記録したファイルを消去することができないのか。

A26 Q6の「ニ」の方法を使用した場合、電磁的方法による交付の対象となったすべての顧客に対して書面を交付する（又は一定の要件の下で書面記載事項を他の電磁的方法により提供する）か、すべての顧客から「消去の指図」を受けない限り、書面の記載事項を記録したファイルを消去することはできないと考えられる。

【「閲覧ファイルを開覧するために必要な情報」の消去に関する留意事項】

Q27 Q6の「ニ」の方法に関して、「閲覧ファイルを開覧するために必要な情報」を金融商品取引業者等のホームページに設けた顧客ファイルに記録する場合、当該情報を顧客の指図なく消去することは可能か。

A27 「閲覧ファイルを開覧するために必要な情報」を金融商品取引業者等のホームページに設けられた顧客ファイルに記録する場合、顧客は当該情報に基づき閲覧ファイルにアクセスすると考えられるため、顧客ファイル上の当該情報から閲覧ファイルにアクセスできるようにすることは不要である旨の顧客からの通知がない限り、金融商品取引業者等のホームページに設けられた顧客ファイルに当該情報が5年間記録される必要があると考えられる。

【書面毎に記載事項の表示方法を変えることの可否】

Q28 Q6の「ハ」又は「ニ」の方法に関して、「最近交付した書面」と「交付後一定期間経過した書面」とで、ファイルの表示方法や保存方法を分けることは可能か。

A28 顧客がそれぞれの書面をすぐに探せる状態にあれば問題ないと考えられる。

【目論見書に係る「消去し又は改変することができないものであること」の要件】

Q29 Q6の「ハ」又は「ニ」の方法により交付した目論見書について、（顧客からの苦情がない場合には）交付を行った日以後5年間、「消去し又は改変することができないものであること」が求められるのか。

A29 原則として、電磁的方法による交付を行った日から5年間、顧客ファイル又は閲覧ファイルの記載事項を消去し又は改変することができないものであることが求められる。

ただし、顧客から目論見書の交付請求があった場合に、直ちにQ6の「イ」若しくは「その他」の方法により記載事項を提供し、又は書面により記載事項を交付する場合には、「5年間消去し又は改変することができないものであること」の要件は適用されない。

また、「5年間消去し又は改変することができないものであること」の要件が適用される場合であっても、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の同意を得て若しくは顧客に必要事項を告知したうえでQ6の「イ」、「ロ」若しくは「その他」の方法により提供する場合又は顧客から消去の指図がある場合には、当該記載事項を消去することができる。

なお、投資信託の目論見書については、投資信託約款の内容等を記載した書面を兼ねているため、信託契約期間の終了日又は顧客が当該投資信託を解約した日以後5年間、記録を維持する必要があると考えられる。ただし、記録の維持が求められるのは投資信託約款の内容であるため、交付した目論見書の記録が5年間維持された後、信託期間の終了後5年間を経過するまでの間は、目論見書の記載事項に代えて、投資信託約款の内容を記録することで差し支えないと考えられる。

【契約締結時等交付書面に係る「消去し又は改変することができないものであること」の要件】

Q30 Q6の「ハ」又は「ニ」の方法により交付（提供）した「契約締結時等交付書面」（取引報告書や取引残高報告書）は、（顧客からの苦情がない場合には）顧客が対象取引を最後に行った日以後5年間、「消去し又は改変することができないものであること」が求められるのか。

A30 原則として、顧客が対象取引を最後に行った日から5年間、顧客ファイル又は閲覧ファイルの記載事項を消去し又は改変することができないものであることが求められる。

ただし、顧客ファイル又は閲覧ファイルの記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾を得てQ6の「イ」、「ロ」若しくは「その他」の方法により提供する場合又は顧客からの「消去の指図」があった場合には、当該記載事項を消去することができる。

【「顧客ファイルと閲覧ファイルの5年間継続維持」の具体的な要件】

Q31 Q6の「ニ」の方法について、「必要な情報を記録した顧客ファイルと閲覧ファイルが接続可能な状態を5年間維持する」とは、具体的にどのような状態のことを指すのか。

A31 「必要な情報を記録した顧客ファイルと閲覧ファイルが接続可能な状態を5年間維持する」とは、顧客が閲覧ファイルに接続した場合、いつでもアクセスできる状態であることを指すため、顧客が接続しようとした際に、「ページが見つかりません」のようなエラーメッセージが表示される場合には、「接続可能な状態が維持されている」とは言えないと考えられる。

【ホームページ閲覧方式（「ニ」の方法）においてURLが変更となった場合の対応】

Q32 Q6の「二」の方法について、書面の記載事項を記録した閲覧ファイルのあるホームページのURLが変更となった場合には、変更後のURLを顧客に通知する、又は顧客側の負担なく変更後のURLに遷移する（リダイレクト）等の措置が講じられていれば、電磁的方法による交付の要件に照らして問題ないと考えてよい。

A32 顧客に対して変更後のURLを通知する、あるいは変更後のURLへのリダイレクトを設定するなど、顧客が容易に（追加の負担なく）閲覧ファイルにアクセス可能な状態が維持されていれば、閲覧ファイルの掲載されたURLが変更されても問題ないものと考えられる。

【書面を交付した後に記載事項に訂正があった場合の対応】

Q33 「契約締結前交付書面」を書面により交付した後、当該書面の記載事項に訂正があった場合、「顧客の承諾」を得ること又は「顧客への告知」を行うことを前提に、記載事項のうち訂正部分のみを電磁的方法により顧客に提供することは可能か。

A33 「顧客の承諾」を得た場合又は「顧客への告知」を行った場合には、書面により交付済みの「契約締結前交付書面」の記載事項のうち、訂正部分を電磁的方法により顧客に提供することが可能である。

また、顧客に目論見書又は仮目論見書を書面により交付している場合に、「顧客の同意」を得た場合又は「顧客への告知」を行った場合には、「目論見書の訂正事項分」のみを電磁的方法により提供することも可能である。

【外国証券情報の電磁的方法による提供又は公表に関する留意事項】

Q34 「外国証券情報」については、証券情報等府令17条1項の規定に基づき提供又は公表することとされているが、当該提供又は公表については、金商業等府令56条等に規定される電磁的方法による交付の要件を満たす必要はないという理解でよい。

A34 「外国証券情報」の提供又は公表については証券情報等府令17条1項の規定が適用されるため、金商業等府令56条等に規定する電磁的方法による交付の要件は適用されない。

ただし、証券情報等府令17条1項2号から4号に規定する方法により提供又は公表を行う場合は、同条2項により、以下のいずれかの要件を満たす必要がある。

- 予め、外国証券情報を電磁的方法により提供又は公表することについて、顧客から同意を得ること
- 予め、顧客に対し、書面の交付による外国証券情報の提供を請求することができる旨を告知すること

なお、「同意」の取得方法について法令上の制限はないが、一般論としては口頭、書面又は電磁的方法等によることが考えられる。

また、「顧客の同意」を得た場合又は「顧客への告知」を行った場合であっても、顧客から書面による交付の請求があった場合には、当該顧客に対して外国証券情報を書面により提供する必要があることに留意する（Q2、Q6も参照）。

【運用報告書（全体版）の電磁的方法による交付に関する留意事項】

Q35 投信法 14 条 1 項に規定する「運用報告書（全体版）」について、電磁的方法により交付することは可能か。

A35 運用報告書（全体版）を電磁的方法により交付する場合には、以下の要件を満たす必要がある。

- 投資信託約款において、運用報告書（全体版）に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨を定めていること

また、この場合に使用できる電磁的方法はQ 6の「イ」から「ニ」及び「その他」に掲げる方法となるが、「運用報告書（全体版）」の電磁的方法による交付に際しては、Q 6において「金融商品取引業者等」とあるのは、「提供者等（投資信託委託会社又は投資信託委託会社との契約により運用報告書（全体版）の提供を行う者をいう。）」と読み替えるものとする。

【トータルリターン通知の電磁的方法による交付に関する留意事項】

Q36 投資信託に関するトータルリターンの通知（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」23 条の 2）を「インターネットその他の電気通信回線を用いる送信」により行う場合、本 Q & Aに規定する電磁的方法による交付の要件を満たす必要があるか。

A36 トータルリターン通知を「インターネットその他の電気通信回線を用いる送信」により行う場合には、予め顧客に対して「当該方法（インターネットその他の電気通信回線を用いる送信）により通知を行う」ことについて、顧客から事前の「同意（口頭、電話、書面、電磁的方法のいずれでも可。）」を得るか、顧客に事前に「告知」する必要がある。

以 上